

契 約 書 (案)

委託事業の名称 令和7年度避難地域鳥獣対策支援業務

委託料の額 金 円

(うち消費税及び地方消費税額 円)

委託期間 着手 令和 年 月 日

履行期限 令和8年3月31日

上記の委託事業について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託事業の仕様等)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）内で、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託事業（以下「委託事業」という。）を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲と乙で協議して別に定めるものとする。

(契約の保証)

第2条 乙は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納めなければならない。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、書面による甲の承認を得ずに、この契約によって生じる権利及び義務をいかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。

(再委託)

第4条 乙は、受託事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる事業については、甲と協議のうえ、事業の一部を委託することができる。

2 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した事業に伴う当該第三者（以下再委託者といふ。）の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

3 乙は、委託事業の一部を再委託するときには、乙がこの契約を遵守するために必要

な事項について、再委託者と約定をしなければならない。

(委託事業実施状況の報告等)

第5条 乙は、委託事業に着手したときは、遅滞なく着手届（第1号様式）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託事業内容の変更)

第6条 甲は、必要と認めるときは、委託事業の内容を変更し、又は委託事業を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲と乙で協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲と乙で協議して定める。

(損害負担)

第7条 委託事業の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のために必要となった経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲と乙で協議して定める。

(完了及び検査)

第8条 乙は委託事業を完了したときは、すぐに完了届（第2号様式）及び事業実施報告書（第2-2号様式）に成果品を添えて、遅滞なく甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に提出された成果品について検査しなければならない。

3 甲は、第1項の事業実施報告書に基づき、委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。なお、委託料の契約額が確定額と同一の場合は、通知を省略するものとする。

4 当初の契約に定められた事業内容の実施に当たって追加の費用負担が生じた場合、原則として乙の負担とする。

5 第2項の検査の結果不合格となり、成果品について修補を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該修補を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

6 乙は、前項の規定により命ぜられた修補を完了したときは、甲に修補完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第2項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、前条の第2項又は第6項の規定による検査に合格したときは、甲に対し

て委託料の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。
- 3 甲は、第 1 項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部を概算払いすることができる。
- 4 乙は、前項の規定により概算払いを請求しようとするときは、資金計画書を添えて委託料概算払請求書（第 3 号様式）を甲に提出するものとする。
- 5 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。
- 6 乙は前項の規定により概算払いを受けたときは、委託事業完了後遅延なく収支報告書（第 2-3 号様式）を添えて、委託料概算払精算書（第 3-2 号様式）を甲に提出するものとする。
- 7 甲は、前項の概算払精算書の提出を受けたときは、その概算払精算書に基づき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。ただし、確定額が契約額と同額の場合には、甲はこれを省略することができるものとする。
- 8 乙は、第 4 項の規定により支払を受けた委託料の額が、前項の確定額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに返還しなければならない。
- 9 当初の契約に定められた事業内容の実施に当たって追加の費用負担が生じた場合、原則として乙の負担とする。

（契約の解除）

第 10 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

- 一 乙が納期内に成果品の持込みを終わらないとき。
- 二 乙が納期内に明らかに成果品を納入することができないと認められるとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（解除の効果）

- 第11条 甲は、この契約が解除された場合において、既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。なお、既履行部分業務委託料については、甲乙協議して定めることとするが、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲がこれを定め、乙に通知するものとする。
- 2 この契約が前条に基づき解除され、かつ前項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、甲は、第9条第3項による概算払いをしていた場合には、概算払金額を既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、概算払金額が既履行部分委託料を超えていた場合には、乙は、概算払いの日から返還の日までの日数に応じて、年2.5%割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）の利息を付して、甲に返還しなければならない。
- 3 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、乙は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額

又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 第 10 条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
 - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により 選任された再生債務者等

（財産の帰属）

第 13 条 乙の委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、甲に帰属するものとする。

（財産処分の制限等）

第 14 条 乙は委託事業の実施に伴い取得した財産及び資料等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託事業の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

- 2 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・機器及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則としているが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

- 3 委託事業の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、委託事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売り払いにより収入があったときは、甲に納付しなければならない。
- 4 委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、乙はこれを甲に返還するものとする。

（談合による損害賠償）

第 15 条 乙は、この契約に関しあが次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約

の解除をするか否かを問わず、かつ甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期間内に納付しなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

- 第16条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料の額と相殺し、なお不足が生ずるときは更に追徴することができる。
- 2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産状況について質問し、帳簿書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
 - 3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰上げることができる。

（秘密の保持）

- 第17条 乙は、委託事業条知り得た秘密を他人に漏らし、または他の目的に使用してはならない。この契約の終了又は解除後においても同様とする。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

（個人情報の保護等）

第18条 乙は、この契約による事業を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補 則)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲と乙で協議して定める。

(紛争の解決方法)

第20条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態

が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

第1号様式

着 手 届

令和 年 月 日

福島県知事 様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日 付けで締結した下記委託事業は、令和 年 月 日
に着手しましたので、届け出ます。

記

1 事 業 名 令和7年度避難地域鳥獣対策支援業務

2 委託料の額 金 円

(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着 手 令和 年 月 日

履行期限 令和 年 月 日

第2号様式

完了届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付けで締結した下記委託事業は、令和 年 月 日を
もって完了しましたので、届け出ます。

記

1 事業名 令和7年度避難地域鳥獣対策支援業務

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

第2－2号様式

事 業 実 施 報 告 書

令和 年 月 日

福島県知事 様

受託者 住所
名称
代表者

令和7年度避難地域鳥獣対策支援業務について、委託契約書第8条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

(添付書類)

- 1 委託事業の処理成果を記載したもの
- 2 収支報告書（第2－3号様式）

第2－3号様式

収支報告書

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

令和7年度避難地域鳥獣対策支援業務について、次のとおり決算状況を報告します。

委託事業収入額(A)	委託事業支出額(B)	差額(A-B)	備考

第3号様式

令和 年 月 日

福島県知事 様

受託者 住所
名称
代表者

令和7年度避難地域鳥獣対策支援業務に係る
委託料概算払請求書

令和 年 月 日付けで締結した上記委託事業について、委託契約書第9条
第4項の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額 円

契約金額	受領済額	今回請求額	残額	備考

概算払いが必要な理由

責任者氏名：

担当者氏名：

連絡先：

(添付書類)

1 請求額の内訳が確認できる書類

第3－2号様式

令和 年 月 日

福島県知事 様

受託者 住所
名称
代表者

令和7年度避難地域鳥獣対策支援業務に係る
委託料概算払精算書

令和 年 月 日付けで締結した上記委託事業について、委託契約書第9条
第6項の規定により、概算払を受けた委託料の精算状況を下記のとおり報告します。

記

契 約 額 円

概算払交付金額	実績額	過不足額	備考

責任者氏名：

担当者氏名：

連絡先：

(添付書類)

1 実績額の内訳が確認できる書類

令和7年度避難地域鳥獣対策支援業務 委託仕様書（案）

1 目的

避難12市町村において、野生鳥獣対策を通して、地域住民がコミュニティを再構築しながら、地域主体で効率的な対策を推進できるように避難地域鳥獣対策支援員（以下「支援員」という）による支援を行い、今なお、避難地域の住民帰還の条件にあがっている（令和5年度住民アンケート調査）、野生鳥獣対策について取組を推進することで、住民帰還を促進することを目的とする。

2 対象市町村について

避難12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）を対象とする。

3 業務

（1）受託事業者本社業務

ア 支援員の配置・労務管理・安全管理業務

支援員が避難12市町村内に常駐するための事務所を設置し、鳥獣対策に知識を有する職員を6名採用し、支援員として配置すること。

支援員から日々、業務の報告・相談を受けるとともに、きめ細かな指揮命令を行う。なお、支援員を総括し、指揮するリーダーを支援員6名の中から1名設定すること。

また、支援員の勤怠管理を行うとともに、支援員が業務を遂行するにあたり、放射線による被曝等の影響が最小限となるよう適切な指導・管理を行うこと。

イ 痕跡情報等分析の支援員補助・支援員業務の効果検証

支援員が行う有害鳥獣の痕跡情報や被害情報等の収集・分析について専門的知見から助言すること。

また、支援員業務について、その効果をこれまでの活動実績の観点から評価し、効果検証を行うこと。

なお、効果検証にあたって評価する活動実績として、広域戦略で目標に掲げている「人身被害ゼロの継続」の達成及び広域戦略達成のため市町村に対して実施した支援項目、内容、回数、市町村が策定する個別計画における支援員業務の成果や役割の記載件数等の支援実績を用いるものとする。

さらに、例えば市町村内部の連携強化に係る支援等、定量的に評価が難しい事項に関して、「（2）支援員業務のキ」に掲げる目標設定と自己評価も参考として効果検証を行うこと。

ウ 避難地域の痕跡、被害情報データベースの作成

支援員が収集した情報や地域住民がアプリケーションシステム等により登録した情報について、県自然保護課のArcGISに反映させ、避難地域の鳥獣対策の情報の集約を図るとともに見える化を進めること。

- 具体的には、以下の項目について、実施する。
- 復興庁が令和2年度に実施した「福島12市町村におけるイノシシ被害対策に関する調査等業務（令和2年度復興庁12市町村将来像調査事業）」において、広域で連携したイノシシ捕獲対策を構築するため、福島12市町村で統一した捕獲情報を取り集め、それを集計・分析することでわかる生息状況を可視化できるよう作成した「統一捕獲報告様式」の普及活動を行うこと。
 - 市町村及び地域住民の協力が得られる場合は、試験的に鳥獣管理情報収集システムの導入を検討すること。また、支援員業務において、上記システムを活用すること。
 - 上記システムで収集したデータ（有害鳥獣の生息状況及び被害状況等）について、ArcGISへのインポートが可能な形式（シェープファイル形式及びエクセルCSV形式）への変換を行い、データベース化すること。また、ArcGISを用いてデータベース化及び関係者間で情報共有ができるよう、必要に応じて県にデータを提供すること。

エ 支援員に対する研修等

支援員が、採用後も業務遂行に必要なスキルアップを図れるよう、鳥獣被害対策における技術的研修や市町村職員のサポートのためのファシリテーション能力等に関する必要な研修を実施すること。なお、受託事業者において該当する社内研修がある場合には、活用することも可能とする。

【提案事項】避難12市町村の鳥獣被害等の現状を踏まえ、令和7年度に実施すべき研修の内容及び実施回数(研修スケジュール)について提案すること。

オ 事業の進捗管理、経理業務

事業の進捗状況を管理し、支援員に適切な指導を行うとともに、事業経費について専用の帳簿を作成し、適切な決算を行うこと。

(2) 支援員業務

ア 避難12市町村における鳥獣被害対策に関する住民の合意形成の促進活動

鳥獣被害対策として集落を防除柵で囲う等の対策を実施する場合、住民の合意を得る必要があるため、市町村職員を補佐して住民への説明などを実施すること。

特に、鳥獣対策の成功事例を創出し、その事例とノウハウを市町村担当者等と共有すること。令和6年度までに実施したモデル地区におけるフォローアップを行うとともに、モデル地区における事例を他地区に展開させること。

帰還が十分に進まない地域においては、住民に個人で実行可能な取組からはじめ、鳥獣被害対策を行うという当事者意識の醸成に努めること。具体的には、市町村と協力しながら、講習と現地指導により、住民に煙火によるサルの追い払い等の住民主体となって実施できる内容を提示し、支援員はその活動を補助すること。

【提案事項】モデル地区の成果を定着させるとともに、効果的に他地区へ展開させるための施策について提案すること。

イ 避難12市町村における鳥獣被害対策等に関する住民の相談対応・指導

住民から鳥獣の生態や鳥獣被害について相談を受け、適切な対策等の助言や指導を実施すること。

市町村との連携にあたっては、市町村ごとに主担当・副担当を設定し、きめ細やかなサポートを行うこと。

また、市町村が有する鳥獣対策専門員、捕獲専任員、鳥獣被害対策実施隊、捕獲隊などの人材と連携しながら、住民の相談対応・指導を行うこと。

【提案事項】現状では、住民との直接の関わりが少ないという課題があると考えられるため、住民の意見を吸い上げ、住民との関わりをより深めていくためのアプローチ方法について提案すること。

ウ 避難12市町村が策定した鳥獣被害対策等に関する個別計画等の円滑な実施のため、市町村職員の活動を支援

避難12市町村が平成29年度から鳥獣対策に係る個別計画を策定しており、令和7年度においても計画に基づいた事業が実施されるため、市町村職員を技術的にサポートすること。

また、個別計画の上位計画である「第二期避難12市町村におけるイノシシ対策のための広域戦略」が令和7年度で期間満了となることを踏まえ、県が実施する事業等と連携し、令和8年度以降に必要になる対策について、市町村にヒアリングを行い、市町村別に課題をとりまとめるこ。

特に特定復興再生拠点の解除区域では、鳥獣対策の主体が環境省から市町村に移行し、市町村の負担が増大することを考慮し、実行可能な取り組みを市町村に対して提案すること。具体的には、解除区域での現地調査や、調査結果を踏まえたゾーニング案等や先行事例の紹介、必要な取組の検討等により、市町村職員の活動をサポートすること。

また、近年のニホンザル被害増加を踏まえ、避難12市町村におけるニホンザル管理実施計画の策定やニホンザル対策を支援すること。具体的には、令和4年度復興庁事業により作成された「福島12市町村ニホンザル対策ハンドブック」及び「福島県ニホンザル管理計画(第4期)」を踏まえた調査等の提案を行い、市町村のニホンザル管理実施計画策定に必要なデータ取得等を補助・支援すること。

さらには、テレメトリー調査、箱わなでの試験捕獲、複合柵の設置支援、追い払いの指導等により、市町村が実施する被害対策を支援すること。

エ 避難12市町村における有害鳥獣の生息及び被害状況の情報収集、情報発信

避難12市町村におけるイノシシの生息状況は、豚熱等の影響により一旦は減少したが、令和5年度には生息数の回復の傾向が見られるほか、ツキノワグマについては、令和5年度中の人身被害が過去最大となったほか、避難12市町村内でも複数の目撲情報が寄せられるなど、住民の関心が高まっていることから、有害鳥獣の情報収集及び情報発信の重要性が増している。

支援員は、イノシシ等の有害鳥獣の生息状況及び被害状況の調査を行うこと。調査においては市町村や住民等からの情報収集も行うこと。

また、収集した情報や地域で実施できる効果的な対策等について、ニュースレターにまとめて、定期的に市町村や住民等に向けて発信すること。

住民からの情報収集にあたっては、住民、対策実施者、捕獲作業従事者等から必要な情報を収集すること。収集した情報の分析結果等については、市町村や情報を収集した住民へのフィードバックを行うこと。

また、市町村や住民への情報発信については、市町村広報誌、ローカル放送の活用、

各種イベントへの参加により、情報発信・普及啓発活動を行うこと。

なお、情報収集及び市町村等への情報発信においては、福島県が実施する各種調査と連携して情報収集を行うほか、令和5年度に福島県が実施した「集落アンケート」の結果も活用すること。

また、県が実施する避難12市町村におけるニホンザル生息状況調査に協力し、避難12市町村に遊動域を持つニホンザルの群れのGPS情報を取得すること。

なお、情報収集に必要な機材(7. 支援員への支給機材等具体的に記載)については、受託者が準備するものとする。情報収集にあたっては、事前に県や市町村が他業務で実施しているニホンザル調査業務を確認し、業務が重複することがないよう調整すること。

【提案事項】避難12市町村内のニホンザル生息状況の取得方法、頻度について、効率的な手法を提案すること。

オ 避難12市町村職員の鳥獣被害対策に係る人材育成(研修会)の開催支援

人材育成のため研修会を実施するに当たり、市町村との調整や専門技術を生かした研修会運営などの支援を行うこと。

住民向けの研修会等を実施する際には、市町村と協議のうえ、近隣市町村担当者にも参加・視察してもらい市町村同士の交流の機会を創出すること。

また、県の研修事業では網羅できないOJT的研修を行うことで、市町村職員が市町村の状況に応じた対策を検討できるよう補助すること。さらには、市町村の専門職員を対象に、定期的に情報交換及び課題の共有を行いながら、専門職員として必要な能力を向上させる研修会を開催すること。

OJT的研修、専門職員向け研修会においては、市町村職員、市町村専門職員同士の交流を活発化させるために、意見交換が実施できるワークショップ等を実施し、情報交換の場を設けること。

カ 避難12市町村の職員と捕獲従事者の連携支援

支援員は、捕獲従事者(実施隊及び捕獲隊等)と市町村の連携を支援すること。

具体的には、市町村と捕獲従事者の情報交換の場を創出し、定期的な情報共有や意見交換が実施できるようにすること。これらの取組みを実施しながら、市町村と捕獲従事者の意識のすり合わせ、被害軽減のための捕獲ができる体制の構築支援を行うこと。

特に、避難12市町村においては、捕獲の担い手不足が深刻化していることから、県が実施する他事業と連携し、継続的な捕獲人員の確保に向けた市町村との意見交換を行い、今後必要になる支援内容について、情報収集を行うこと。

また、収集した情報をもとに、各市町村における現状を整理し、担い手不足の原因を分析した上で、市町村別にとりまとめること。

【提案事項】捕獲の担い手不足解消のために必要な情報とその収集方法、担い手不足解消のために必要な施策及び市町村が行う捕獲業務への支援員業務の連携について提案すること。

キ 業務の目標設定と自己評価の実施

支援員は、業務を行うに当たって、支援する市町村毎に、業務に対する目標設定と自己評価を行うこと。

具体的には、各市町村の個別計画に記載の項目を実現することを目標とし、その達成状況について、評価を行うこと。

また、年度末に市町村担当者に対し、支援の質や満足度、施策や被害軽減への貢献度についてアンケートを実施し、その質や量が十分であったか評価すること。

ク その他

県が行う避難12市町村での鳥獣被害対策を支援する業務(ニホンザル対策事業、モデル地区事業及び各種会議等)と連携すること。

また、県が設置する自然保護課富岡町駐在員と連携して業務を行うこと。

4 事務所の設置場所について

支援員が常駐する事務所は富岡町に設置するものとする。

5 配置する職員について

ア 支援員の選考と委嘱

支援員は受託者の雇用者のうちから知事が委嘱することとする。

支援員の選考にあたっては、選考会を開催し、福島県自然保護課も参加することとする。

※支援員は、大学又は専門学校で生物学、森林科学を学んで、鳥獣等に関する知識を有する者、もしくはこれに相当する学歴・資格・職歴のある者とする。

※支援員の資格条件として普通自動車免許を必須とする。

イ 勤務条件

受託者の規定による。その他は避難地域鳥獣対策支援員設置要領のとおり。

6 業務委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

7 支援員への支給機材等

人件費(社会保険、労災保険、通勤手当等、諸手当含む)

旅費(日当、出張等の場合宿泊費等)

住居、活動用車両の借り上げ費

事務所賃料(1カ所借用を想定)

事務機材等(ノートパソコン、タブレット、スマートフォン、G I S他各種アプリケーション等)

調査機材一式(ニホンザル調査用 GPS 首輪コントローラーGLR-02 2式、GL-Link Manager 2 12ヶ月契約 2式を含む)

※ただし、新たに取得した機材は、年度末の事業終了時に福島県に帰属するものし、台帳で管理する。

ArcGIS 保守費用（導入済み6台のアプリケーションソフトの保守費用）

通信費（スマートフォン等の通信費）

その他消耗品等

8 提出書類等

(1) 事業開始及び完了後

ア 着手届（第1号様式）

業務実施スケジュール、責任者・担当者一覧を添付すること。

イ 完了届（第2号様式）

収支報告書を添付すること。

(2) 実施報告（成果品）

事業実施報告書（第2－2号様式）

① 実施概要

② 日報(写真等添付)

③ ニュースレター等制作物一覧

④ 収支報告書

なお、②と④については実績を翌々月10日（4月実績は6月10日）までに提出すること。